

誓 約 書

神戸市教育委員会 様

私は採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。
2. 私は地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者であることを誓います。
【地方公務員法第16条（欠格条項）】
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
3. 私は、裏面記載の、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」という）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。また、今後も、こども性暴力防止法における児童対象性暴力等を行いません。

年 月 日

名 前 _____

【採用候補者名簿からの削除（内定取り消し）となる場合について】

- ①当該採用選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ②当該採用選考の受験の申込み又は当該採用選考において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- ③学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
- ④神戸市教育委員会による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
- ⑤名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合

（参照条文）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例、兵庫県においては青少年愛護条例（昭和 38 年兵庫県条例第 17 号）、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 38 年 7 月 5 日条例第 66 号））で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。